

ノルウェー

商標規則

2010年6月25日規則 No. 937

2010年7月1日施行

2011年2月23日最終変更

目次

- 第1章 国内商標出願
 - 第1条 方式要件
 - 第2条 出願の内容
 - 第3条 連絡用住所
 - 第4条 団体標章に関する追加要件
 - 第5条 出願日
 - 第6条 言語要件
 - 第7条 複数の商標に適用される出願
 - 第8条 出願における商標の表示等
 - 第9条 登録出願された商標の変更
 - 第10条 商品及びサービスの一覧
 - 第11条 権利の部分放棄
 - 第12条 出願処理期間中の異論

- 第2章 優先権
 - 第13条 出願による優先権
 - 第14条 展示による優先権
 - 第15条 部分的優先権
 - 第16条 パリ条約又はWTOの締約国外の国での出願

- 第3章 出願及び登録の分離、分割及び統合
 - 第17条 新規出願における商標の分離
 - 第18条 出願の分割
 - 第19条 分割出願
 - 第20条 登録の分割
 - 第21条 分割登録
 - 第22条 分割出願及び登録の統合

- 第4章 異議申立及び行政審理
 - 第23条 異議申立の様式及び内容
 - 第24条 異議申立の通知
 - 第25条 異議申立の処理の継続通知
 - 第26条 異議申立事案の結果の通知
 - 第27条 行政審理

第 28 条 行政審理請求の処理

第 5 章 商標登録簿

第 29 条 商標登録簿

第 30 条 国際登録

第 6 章 公告

第 31 条 登録の公告

第 32 条 国際登録の公告

第 33 条 受領した異議申立の公告

第 34 条 異議申立事案における最終決定の公告

第 35 条 行政審理請求の公告

第 36 条 行政審理の最終決定の公告

第 37 条 ノルウェー商標法第 80 条に基づく決定の公告

第 38 条 更新の公告

第 39 条 商標についての権利の移転の公告

第 40 条 商品又はサービスの新規の一覧の公告

第 41 条 その他の公告

第 7 章 商標の国際登録

第 42 条 国際出願

第 43 条 基礎となる国内出願又は登録

第 44 条 出願の国際事務局への転送

第 45 条 登録を他の国において発効させる請求

第 46 条 基礎出願又は基礎登録が停止した場合等の通知

第 47 条 国際登録をノルウェーにおいて発効させる請求

第 48 条 評価更新の請求

第 49 条 国際登録がノルウェーで効力を与えられること

第 50 条 異議申立

第 51 条 国内商標登録への変更

第 8 章 雑則

第 52 条 審判請求について

第 53 条 爾後の書類に関する言語要件

第 54 条 所有者との連絡用住所

第 55 条 書類の書式, 提出日, 期限及び手数料

第 56 条 更新及び更新証

第 57 条 登録商標の変更

第 58 条 登録商標に関する商品又はサービスの一覧の変更

第 59 条 標章等の保管

第 60 条 原産国と同様の登録権

第9章 最終規定

第61条 施行等

第62条 他の規則の修正

第1章 国内商標出願

第1条 方式要件

商標登録出願は、特定の出願様式を使用して提出する。様式及び付属書は印刷文字で記入する。

第2条 出願の内容

出願には次のものを含む。

1. 出願人の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所
2. 請求された場合は、優先権に関する情報。第13条から第16条まで参照
3. 商標の表示。第8条参照
4. 商標登録出願がなされる対象の商品及びサービスの一覧。第10条参照

出願には、出願人又はその代理人が署名する。

第3条 連絡用住所

出願に別段の記載がない限り、第2条1.に基づいて付与される住所は、ノルウェー商標法第77条に基づく通知及び送達等の住所とする。出願人が代理人を指名した場合は、代理人の住所は、委任状が認める限り、関連の住所とする。複数の出願人又は代理人がいる場合は、別段の定めがない限り、最初に記載された者の住所を連絡用住所とする。出願人は、新たな連絡用住所をいつでもノルウェー工業所有権庁に通知することができる。

第4条 団体標章に関する追加要件

出願が団体標章の登録に関する場合は、当該標章の使用を定める規約も含める。規約は、次に関する規定を含む。

1. 標章を使用する権原を有する者及び使用条件
2. 違法な使用又は使用者のための規約に定める条件に違反した使用の起こり得る結果
3. 使用規約に反して標章を使用した者に対して責任を主張する所有者の義務
4. 特定の監督機関を利用し得る監督権を含む、使用者に関する所有者の権利及び義務

第5条 出願日

出願は、登録出願される商標の表示、第6条の言語要件を満たす出願の対象である商品及びサービスの一覧、並びに出願人又は存在する場合の代理人を確認し連絡することを可能にする情報を含む場合は、ノルウェー商標法及び本規則に定める出願要件が遵守されていない場合でも出願日を与えられる。

第6条 言語要件

願書(第4条に定める規約並びに商品及びサービスの一覧を含む)は、ノルウェー語で作成する。

その他の書類は、ノルウェー語、デンマーク語、スウェーデン語又は英語で作成する。

願書又はその他の書類が第1段落に特定する以外の言語である場合は、ノルウェー工業所有

権庁は、ノルウェー工業所有権庁が定める期限内にノルウェー語の翻訳文を提出するよう出願人に請求することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、国により認可された翻訳者によって翻訳文が認証されるよう請求することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、個々の場合に第1段落に特定する以外の言語を承認することができる。

第7条 複数の商標に適用される出願

登録出願は、1の商標に限り適用することができる。

出願が複数の商標に適用される場合は、ノルウェー工業所有権庁はこの事実を出願人に通知し、出願人が出願を基礎として商標のうち1が処理されるよう請求する期限を設定する。

出願人は、原出願を基礎として処理されなかった商標を新しい出願において処理するよう請求することができる。第17条参照。

第8条 出願における商標の表示等

願書には、登録される商標の種類、例えば文字標章、図形標章、複合標章又は立体標章かを明記する必要がある。彩色標章か否かも明記する必要がある。

出願が図形商標又は複合商標に関係する場合は、出願人は8.0×8.0cm以内の標章の明瞭な複製1通を同封する。複製とは、電子的に記録、保存及び複製が可能な図形表示を意味する。

出願が立体商標に関係する場合は、出願人は標章のデザイン全体を表示するのに必要な数の複製を同封する。ノルウェー工業所有権庁は、提出された画像のうち何れを後の公告に含めるべきかを決定することができる。

商標が登録可能か否かの評価のために必要とみなされた場合は、ノルウェー工業所有権庁は出願人に対し、商標の模型の提出を要求することができる。模型は、耐久性のある無害の材料で作成しなければならず、何れの方向も30cmを超えず、重量は4kgを超えないものとする。

出願がその他の商標、例えば、音響標章、色彩又は色彩の組合せからなる標章又は動く標章に関係する場合は、出願人は標章の詳細な説明、例えば音符の形式又は国際カラー・コード体系の色彩番号の表示を提供する。音響標章及び動く標章の場合は、ノルウェー工業所有権庁は適切な媒体に保存した商標の見本を提供するよう出願人に要求することができる。

ノルウェー工業所有権庁は、多様な商標の種類に関する保存形態等に関する詳細な指針を設定する。

第9条 登録出願された商標の変更

ノルウェー商標法第13条に基づいて登録出願された商標を変更する請求は、ノルウェー工業所有権庁に提出し、次のものを含む。

1. 出願人の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所
2. 第3条に基づく別の連絡用住所
3. 変更すべき商標の出願番号
4. 要求する商標の変更
5. 変更後の商標の表示及び必要に応じて第8条に基づく追加の画像

様式及び付属書は印刷文字で記入しなければならず、出願人、所有者又はその代理人が署名する。

変更請求は、1の新商標のみを含むことができる。ノルウェー商標法第13条第1段落に基づいて登録出願されている商標を変更するための条件が満たされたか否かの評価は、常に当初登録出願された商標に関して行う。

新商標は、商標変更日の表示と共に、登録簿に登録される。

第10条 商品及びサービスの一覧

商標登録出願は、商品及びサービスの一覧を含む。

商品及びサービスは、明瞭かつ明確に表示しなければならない。商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定No.1の有効な最新版のノルウェー工業所有権庁のノルウェー語への翻訳における表示の使用は、常に第1段落の要件を遵守したとみなされる。商品及びサービスは、それが属する類に列挙される。類は昇順で記載する。

商品及びサービスの一覧を爾後拡大して、提出時の出願に指定されていた以外の商品及びサービスに適用することはできない。

第11条 権利の部分放棄

ノルウェー工業所有権庁が商標の一部について権利放棄を行うべきと認めた場合は、出願人にはこの旨が通知される。提案される権利の部分放棄の文言が通知に含まれる。通知には、出願人が意見書を提出する期限も含まれる。

出願人が権利の部分放棄を了承しなかった場合は、ノルウェー工業所有権庁は登録出願を拒絶するか、異議申立後に登録を取り消すことができる。

第12条 出願処理期間中の異論

商標が登録される前に、ノルウェー工業所有権庁が出願の評価にとって重要な異論を受領した場合は、ノルウェー工業所有権庁はこれを出願人に通知する。

商標登録に対する異論は、何れの当事者にも権利を与えるものではない。異論が受け入れられなかった場合は、異論を提出した当事者には異議申立の権利が通知される。

第2章 優先権

第13条 出願による優先権

ノルウェー商標法第19条第1段落に基づく優先権の請求は、優先権の日付から6月以内に行わなければならない。かつ出願に記載しなければならない。この期間の後に優先権の請求をすること、又は出願後に当該請求を以て当該出願を補足することはできない。

優先権の期限が公休日又はノルウェー工業所有権庁の閉庁日に経過する場合は、期限は翌営業日まで延期される。

工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約No.1又は1994年4月15日の世界貿易機関設立協定(WTO協定)No.1の締約国の法律に基づいて、又はパリ条約又はWTO協定の締約国の間で締結された二国間又は多国間協定に基づいて、出願が国内出願と同等である場合は、現地の商標当局になされた出願についても優先権を請求することができる。

優先権の請求は援用する出願を提出した商標当局、その提出日及び出願番号を明記しなければならない。出願番号が未知の場合は、出願人がこれを知った後速やかに届ける。この情報の何れかが欠けていた場合は、ノルウェー工業所有権庁は出願人に対し、不備を訂正するための1月の期間を与える。訂正期限が遵守されなかった場合は、優先権は失効する。

ノルウェー工業所有権庁は、優先権の証拠を3月以内に提出するよう出願人に請求することができる。優先権の証拠は、第3段落第1文に明記される情報、出願人の名称及び出願の写しを含み、援用する出願が提出された商標当局が認証する。期限が遵守されなかった場合は、優先権は失効する。

優先権の請求は、登録出願が決定するまでは、ノルウェー工業所有権庁に対する書面通知により、取り下げることができる。

第14条 展示による優先権

ノルウェー商標法第19条第2段落に基づく優先権の請求は、優先権の日付から6月以内に行わなければならない。出願から明白でなければならない。この期間の後に優先権の請求をすること、又は出願後に当該請求を以て当該出願を補足することはできない。

優先権の期限が公休日又はノルウェー工業所有権庁の閉庁日に経過する場合は、期限は翌営業日まで延期される。

優先権の請求は、商標が最初に展示された博覧会の名称、その博覧会が開催された国及び当該商標がその博覧会で最初に展示された時を表示する。この情報の何れかを欠く場合は、ノルウェー工業所有権庁は不備を訂正するための期限として1月の期間を与える。訂正期限が遵守されなかった場合は、優先権は失効する。

ノルウェー工業所有権庁は出願人に対して、優先権の証拠を3月以内に提出するよう請求することができる。博覧会が国際的であった旨及び商標を付した商品が博覧会で最初に展示された時に関する当該博覧会の運営責任部門による宣言書は、優先権の証拠として認められる。この期限が遵守されなかった場合は、優先権は失効する。

第13条第5段落が準用される。

第15条 部分的優先権

出願が複数の商品又はサービスを対象とする場合は、出願人は1又は複数の商品又はサービ

スについての商標の優先権を請求することができる(部分的優先権)。

部分的優先権は、異なる出願を基礎としても請求可能である。このことは、出願が異なる国でなされた場合にも適用される。各出願は、第 13 条及び第 14 条の条件を満たさなければならない。

第 16 条 パリ条約又は WTO の締約国外の国での出願

ノルウェー商標法第 19 条に基づく優先権は、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約又は 1994 年 4 月 15 日の世界貿易機関設立協定(WTO 協定)の締約国でない国がノルウェーにおいて行われた商標出願を基礎として優先権を付与する場合は、その国においてなされた出願を基礎として、これを請求することができる。

第 13 条から第 15 条までの規定が準用される。

第3章 出願及び登録の分離、分割及び統合

第17条 新規出願における商標の分離

第7条第2段落に基づく分離請求の場合は、出願人は新たな出願様式、分離された商標の表示、及び商品又はサービスの一覧を提出する。ノルウェー商標法第23条第1段落、第3段落及び第4段落が準用される。所定の手数料を納付しなければならない。

分離の実施(これを含む)までに原出願において提出された書類は、新規出願における書類とみなされる。分離された出願は、原出願からの優先権を維持する。

第1段落及び第2段落の条件が満たされない場合は、分離請求は拒絶される。

分離が実施された場合は、出願人にこの旨が通知され、新規出願の番号が通知される。

第18条 出願の分割

出願人は、先に提出された出願を複数の独立した出願に分割するよう請求することができる。分割請求には原出願番号を表示し、原出願の対象でありかつ新規出願の対象となる商品及びサービスに関する情報を関連の類番号とともに含めなければならない。新規出願ごとに所定の手数料を納付しなければならない。新規出願は分割出願と称される。

分割出願は、原出願について最終決定がなされる前に提出する。分割出願は、分割前に原出願の対象でなかった商品及びサービスを対象とすることはできない。分割出願は、原出願又は別の分割出願と同じ商品及びサービスを対象とすることはできない。

第2段落及び第3段落の条件が満たされない場合は、分割請求は拒絶される。ノルウェー商標法第23条第1段落、第3段落及び第4段落が準用される。

原出願の継続とみなされる出願は、原出願番号を維持する。各分割出願には、新たな出願番号が割り当てられる。

分割が実施された場合は、出願人にこの旨が通知され、分割出願の番号が通知される。

第19条 分割出願

分割の実施(これを含む)までに原出願において提出された書類は、分割出願における書類とみなされる。分割出願は、原出願からの優先権を維持する。

第20条 登録の分割

所有者は、ノルウェー工業所有権庁に対し、1の登録を複数の登録に分割するよう請求することができる。

分割請求には原登録番号を表示し、原登録の対象でありかつ新規登録の対象となる商品及びサービスに関する情報を関連の類番号とともに含める。新規登録ごとに所定の手数料を納付しなければならない。新規登録は分割登録と称される。

登録分割請求は、原登録が停止する前に提出する。

分割登録は、分割前に原登録の対象でなかった商品及びサービスを対象とすることはできない。分割登録は、原登録又は別の分割登録と同一の商品及びサービスを対象とすることはできない。

第2段落及び第3段落の条件が満たされない場合は、分割請求は拒絶される。ノルウェー商標法第23条第1段落、第3段落及び第4段落が準用される。

原登録は、その登録番号を維持する。各分割登録には、新しい出願番号が割り当てられる。分割が実施された場合は、所有者にこの旨が通知され、分割登録の番号が通知される。

第 21 条 分割登録

分割の実施(これを含む)までに原登録において提出された書類は、分割登録における書類とみなされる。分割登録は、原登録と同一の出願日及び登録日、また該当する場合は移転された商品及びサービスが原登録において有していた優先権と同一の優先権を維持する。

第 22 条 分割出願及び登録の統合

出願人は、従前に分割された出願の全部又は一部を統合するようノルウェー工業所有権庁に請求することができる。第 18 条参照。

請求は、出願番号、統合される出願の番号、統合される出願が対象とする商品及びサービス並びに関連の類番号を表示する。一部の統合を請求する場合は、出願人は商品及びサービスが移転される出願に含まれるべき商品及びサービス並びに関連の類番号を表示する。所定の手数料を納付しなければならない。本段落の条件が満たされない場合は、統合の請求は拒絶される。

ノルウェー商標法第 23 条第 1 段落、第 3 段落及び第 4 段落が準用される。

従前に分割された出願(原出願を含む)が統合された場合は、原出願番号を有する出願は常に継続される。

全部又は一部の統合が実施された場合は、出願人にこの旨が通知され、統合された出願の番号が通知される。

所有者は、従前に分割された登録の全部又は一部を統合するようノルウェー工業所有権庁に請求することができる。第 20 条参照。第 2 段落から第 4 段落までの規定が準用される。

第4章 異議申立及び行政審理

第23条 異議申立の様式及び内容

ノルウェー商標法第26条に基づく異議申立はノルウェー工業所有権庁に提出し、次のものを含む。

1. 異議申立人の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所
2. 異議申立が適用される登録
3. 異議申立が依拠する理由
4. 異議申立が適用される商品及びサービス、又は登録の一部取消請求のみの場合は、異議申立によって影響を受けない商品及びサービスの情報
5. 異議申立を裏付ける要因の必要書類

異議申立は、異議申立人又はその代理人が署名しなければならない。異議申立人との連絡用住所には、本規則第3条が準用される。ノルウェー商標法第77条参照。

第24条 異議申立の通知

ノルウェー工業所有権庁は、異議申立の写しを意見書提出の期限と共に速やかに商標所有者に送付する。商標所有者が応答した場合は、ノルウェー工業所有権庁は事案を処理する前に当事者間の更なる連絡が必要か否か決定する。

第25条 異議申立の処理の継続通知

異議申立が取り下げられた場合は、ノルウェー工業所有権庁はそうする特別な理由があり、ノルウェー工業所有権庁が異議申立の取下通知を受領してから2月以内にこれが商標所有者に通知された場合は、異議申立の処理を継続することができる。

第26条 異議申立事案の結果の通知

ノルウェー工業所有権庁は、商標所有者及び異議申立人に対し、異議申立事案の結果並びに審判請求の権利及び審判請求の期限について通知する。

第27条 行政審理

商標法第40条に基づく行政審理請求はノルウェー工業所有権庁に提出し、次のものを含む。

1. 請求人の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所
2. 請求が適用される登録
3. 請求が依拠する理由
4. 審理請求が適用される商品及びサービス、又は登録の一部審理請求の場合は、請求によって影響を受けない商品及びサービスの表示
5. 請求を裏付ける要因の必要書類

行政審理請求は、審理請求人又はその代理人が署名する。審理請求人との連絡用住所には、本規則第3条が準用される。ノルウェー商標法第77条参照。

第 28 条 行政審理請求の処理

行政審理請求の処理は、順調な推移を進める。応答期限及びその他の期限をしかるべく設定する。

商標所有者の応答が受領された後、事案における決定がなされるのが通常である。例外的な事案に限り、各当事者から 3 以上の意見提出が許可される。未解決事項を更に書面で処理する代わりに、当事者を会議に召集するのが便宜か否か検討される。

行政審理請求の写しは、請求の通知に同封される。ノルウェー商標法第 40 条第 3 段落第 1 文参照。

行政審理請求が取り下げられた場合は、請求の処理は終了し、両当事者にこの旨が通知される。審理請求の処理中は、ノルウェー商標法第 51 条第 4 段落第 3 文が適用される。

ノルウェー工業所有権庁は、商標所有者及び行政審理請求人に対し、事案の結果並びに審理請求の権利及び審判請求の期限について通知する。

第 5 章 商標登録簿

第 29 条 商標登録簿

ノルウェー工業所有権庁は、提出された出願及び登録された商標の登録簿を保管する。ノルウェーが指定された国際登録には、第 30 条が適用される。商標登録簿の情報は、誰でも利用可能である。

登録簿は、出願及び登録について次の情報を含む。

1. 出願番号及び登録番号
2. 出願人又は所有者の名称又は事業名称及び住所
3. 代理人の名称又は事業名称及び住所
4. 別の連絡用住所。ノルウェー商標法第 3 条及び第 77 条参照
5. 出願日
6. 優先権が請求されているか否か、またその場合は優先権の基礎及び第 2 章に明記する情報
7. 出願又は登録が標章の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定についての 1989 年 6 月 27 日の議定書 No. 1(マドリッド議定書)を経由した国際出願又は登録の基礎となるか否か
8. 商標の表示(標章の種類及び第 8 条に基づいて必要な場合は標章の補足説明を含む)
9. 商品又はサービスの一覧
10. 出願が分離出願であるか分割出願であるか、またその場合は、原出願番号
11. 登録が分割登録であるか否か、またその場合は、原登録番号
12. 出願又は登録の分離又は分割の結果、新規出願又は登録が生じたか否か、並びに新規出願番号又は登録番号についての情報
13. 出願又は登録が別の出願又は登録に統合されたか否か、またその場合は、原出願又は登録の番号及び提出日
14. 商標登録日
15. 登録公告日
16. 登録期間又は該当する場合は更新期間の満了日
17. 事案においてなされた他の決定及びその事案の状態
18. 商標が権利の部分放棄を伴って登録された場合は、当該権利の部分放棄の文言。第 11 条参照
19. 標章が団体標章の場合は、標章使用のための規約。第 4 条参照
20. 事案において受領及び送付された書類
21. 納付された手数料、未納の手数料、及び該当する場合は払い戻された手数料
22. 異議申立がなされたこと及び異議申立事案においてなされた決定
23. ノルウェー商標法第 33 条に基づいて商標が更新されたか否か、又は停止日
24. ノルウェー商標法第 21 条又は第 28 条に基づいて商標についての権利が移転されたか否か
25. 出願又は登録された商標が変更されたか否か。第 9 条及び第 57 条参照
26. 登録がノルウェー商標法第 30 条又は第 45 条に基づいて取り消されたか、第 36 条、第 37 条、第 43 条又は第 46 条に基づいて抹消されたか否か、及び当該取消日又は抹消日
27. 期限の不遵守が生じないための請求がなされたか否か、及び当該請求に関する決定。ノ

ルウェー商標法第 80 条参照

28. 行政審理請求がなされたこと及び当該事案においてなされた決定
 29. 商標の無効, 抹消又は移転に関する訴訟が提起されたこと
 30. ノルウェー工業所有権庁第 2 審部門に審判請求されたこと
 31. ノルウェー商標法第 52 条に基づいて訴訟が提起されたこと
 32. 判決謄本がノルウェー工業所有権庁に送付されたこと, 及び判決が法的拘束力を有する場合は事案の結果
 33. 商標が差押又は没収の対象であること
 34. 代理人に関する状態の変更に関連する新しい代理人
 35. 譲渡又はライセンスに関して
 36. 出願人, 所有者, 代理人又はライセンシーの名称, 事業名称又は住所が変更されたか否か
33. から 36. までに基づく変更の通知は, ノルウェー工業所有権庁が決定する別の様式で行う。様式及び付属書は印刷文字で記入する。

第 30 条 国際登録

ノルウェーが指定された国際登録は, 第 29 条に明記する登録簿に登録される。

登録簿の情報は, すべての者が利用可能である。

登録簿は, 国際登録について次の情報を含む。

1. 国際登録番号
2. 所有者の名称又は事業名称及び住所
3. 代理人の名称又は事業名称及び住所
4. 別の連絡用住所。ノルウェー商標法第 54 条及び第 77 条参照
5. 国際登録日
6. 世界知的所有権機関(WIPO)国際事務局によるノルウェー指定の通知日
7. 優先権が請求されているか否か, またその場合は, 援用された出願の場所並びに出願日及び出願番号
8. ノルウェーの指定又は追加指定日
9. ノルウェーにおける効力の決定日
10. 商標の表示(標章の種類及び第 8 条に基づいて必要な場合は標章の補足説明を含む)
11. 商標が権利の部分放棄を伴って登録された場合は, 当該権利の部分放棄の文言。第 11 条参照
12. 商標がノルウェーにおける効力を与えられた商品又はサービスの英語による一覧
13. 国際登録公告日及びノルウェーにおける保護に関する決定
14. 登録期間又は該当する場合は更新期間の満了日
15. 標章が団体標章の場合は, 標章使用のための規約。第 4 条参照
16. 国内登録の差替又は国内登録への変更の通知
17. 第 29 条 20. から 22. まで, 24., 26. から 32. まで, 34. から 36. までに明記するものに相当する情報
18. ノルウェーにおいて適用される国際登録に関して国際事務局から受領したその他の情報であって, 当該情報がノルウェーにおける商標についての権利, 商標に属す権利又は商標の

保護に重要な場合のもの

第6章 公告

第31条 登録の公告

商標は、登録された通りに公告される。ただし、文字標章はノルウェー工業所有権庁が決定するフォントで公告される。ノルウェー商標法第22条に基づく商標登録公告は、第29条第2段落1.から16.まで、18.及び19.に明示する情報を含む。

第32条 国際登録の公告

国際登録がノルウェーにおいて全面的又は部分的に効力を有するときは、公告される。公告には、第30条第2段落1.から15.までに明示する情報を含む。

第33条 受領した異議申立の公告

ノルウェー商標法第26条に基づく公告は、次のものを含む。

1. 登録番号、商標及び商品の類
2. 所有者の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所、及び第3条に基づく別の連絡用住所
3. 異議申立人の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所及び、第23条第4文に基づく別の連絡用住所。第3条参照
4. 異議申立日
5. 登録が公告されたノルウェー商標公報の号

第34条 異議申立事案における最終決定の公告

ノルウェー工業所有権庁が異議申立について最終決定をした旨の公告は(ノルウェー商標法第29条参照)、次についての情報を含む。

1. 登録番号、商標及び商品の類
2. 所有者の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所、及び第3条に基づく別の連絡用住所
3. 異議申立人の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所、及び第23条第4文に基づく別の連絡用住所。第3条参照
4. 異議申立日
5. 異議申立事案の結果
6. 登録及び異議申立公告されたノルウェー商標公報の号
7. 決定が最終となった日

一部取消の場合は、商品又はサービスの新規の一覧がすべて公告される。

第35条 行政審理請求の公告

ノルウェー商標法第40条に基づく公告は、次のものを含む。

1. 登録番号、商標及び類
2. 所有者の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所、及び第3条に基づく別の連絡用住所
3. 行政審理請求人の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合は代理人の名称又は事

業名称及び住所，及び第 27 条第 4 文に基づく別の連絡用住所。第 3 条参照

4. 行政審理請求日
5. 登録が公告されたノルウェー商標公報の号

第 36 条 行政審理の最終決定の公告

行政審理事案における最終決定の公告は次のものを含む。

1. 登録番号，商標及び商品の類
2. 所有者の名称又は事業名称及び住所，並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所，及び第 3 条に基づく別の連絡用住所
3. 行政審理請求人の名称又は事業名称及び住所，並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及び住所，及び第 27 条第 4 文に基づく別の連絡用住所。第 3 条参照
4. 行政審理請求日
5. 登録が公告されたノルウェー商標公報の号
6. 行政審理の結果
7. 決定が最終となった日

一部審理の場合は，商品又はサービスの新規の一覧が公告される。

第 37 条 ノルウェー商標法第 80 条に基づく決定の公告

ノルウェー商標法第 80 条に基づく公告は，次のものを含む。

1. 遵守されなかった期限及びその期限の不遵守は何らの効果も与えない旨の決定についての情報
2. 第 29 条第 2 段落 1. から 2. までに明記する情報

第 38 条 更新の公告

ノルウェー商標法第 33 条に基づく更新の公告は，次のものを含む。

1. 第 29 条第 2 段落 1. から 4. までに明記する情報
2. 更新期間満了日

第 39 条 商標についての権利の移転の公告

商標についての権利の移転の公告は，次のものを含む。

1. 商標についての権利がノルウェー商標法第 21 条又は第 28 条に基づいて移転された旨の情報
2. 出願又は登録番号
3. 移転事案における両当事者について，名称又は事業名称及び住所，並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称，及び住所別の連絡用住所。第 3 条参照
4. 移転に関する決定が最終となった日

第 40 条 商品又はサービスの新規の一覧の公告

登録商標における商品又はサービスの一覧の変更の公告(第 58 条参照)は，次のものを含む。

1. 登録番号，商標及び商品の類
2. 所有者の名称又は事業名称及び住所，並びに該当する場合は代理人の名称又は事業名称及

び住所，及び第3条に基づく別の連絡用住所

3. 商品又はサービスの一覧の変更登録日
4. 商品又はサービスの新規の一覧
5. 登録が公告されたノルウェー商標公報の号

第41条 その他の公告

ノルウェー工業所有権庁は，次のものも公告する。

1. 原登録番号及び分割登録番号の表示，並びに原登録が対象にしている商品でかつ分割登録が対象とする商品の関連の類とともに商品及びサービスについての情報を付した登録の分割
2. 分割登録番号及び新規登録番号の表示，並びに登録が対象にしている商品の関連の類とともに商品及びサービスに関する情報を付した登録の統合
3. ノルウェー商標法第30条又は第45条に基づいて登録が取り消された，第35条に基づいて無効となった，又は第36条，第37条，第43条又は第46条に基づいて抹消された旨
4. ノルウェー商標法第33条に基づいて登録が停止した旨
5. 登録番号及び変更された商標の表示を付したノルウェー商標法第34条に基づく商標の変更
6. 譲渡の通知
7. ライセンスの通知
8. 出願人，所有者，代理人又はライセンシーの名称又は事業名称及び住所の変更，及び別の連絡用住所の変更の通知
9. 代理人の任命，変更又は取消の通知
10. 商標の差押及び没収
11. ノルウェーが指定された国際登録の効果の停止
12. ノルウェー商標登録の国際登録との差替。ノルウェー商標法第73条参照

第1段落6. から9. までに明記する通知の公告は，ノルウェー工業所有権庁が通知を受領した日を含む。

第7章 商標の国際登録

第42条 国際出願

国際登録出願は、国際事務局の公式出願様式により、ノルウェー工業所有権庁に提出する。様式及び付属書は印刷文字でかつ英語で記入する。出願は、ノルウェー商標法第67条及び商標の国際登録に関する1891年4月14日のマドリッド協定についての1989年6月27日の議定書No.1(マドリッド議定書)に基づく共通規則の規則9の条件も満たさなければならない。第13条から第15条までの優先権に関する規定が準用される。

第43条 基礎となる国内出願又は登録

国際登録出願は、同一の商標に関し、同一の出願人又は所有者を有し、更に単独で又は合わせて国際出願における商品又はサービスの一覧を全面的に対象とする1又は複数のノルウェー出願又は登録を基礎とし、かつこれに全面的に対応しなければならない。ノルウェー商標法第68条参照。

第44条 出願の国際事務局への転送

ノルウェー工業所有権庁がノルウェー商標法第42条、第43条、第67条及び第68条により国際出願が正しいと認めたときは、これをマドリッド議定書に定めるように国際事務局に送付する。

第45条 登録を他の国において発効させる請求

ノルウェー工業所有権庁がノルウェー商標法第69条に明記する出願を受領したときは、ノルウェー工業所有権庁は受領日を書き留めて、出願に署名する。出願が正しいことが判明した場合は、ノルウェー工業所有権庁の受領後2月以内に適時に受領できるように国際事務局に送付する。マドリッド議定書に基づく共通規則の規則24の規定がその他の点において適用される。

第46条 基礎出願又は基礎登録が停止した場合等の通知

国際登録の基礎をなす国内出願又は登録が全部又は一部失効した、又は権利付与されない、又は国際登録日から5年以内に停止した場合は、ノルウェー工業所有権庁はこの旨を国際事務局に通知する。マドリッド議定書第6条(3)及び議定書に基づく共通規則の規則22参照。ノルウェー工業所有権庁は、マドリッド議定書に定めるその他の点について国際事務局に通知する。

第47条 国際登録をノルウェーにおいて発効させる請求

ノルウェー工業所有権庁が国際登録をノルウェーにおいて全部又は一部発効させる請求を伴う通知を国際事務局から受領したときは、ノルウェー工業所有権庁はノルウェー商標法第14条から第16条までの条件を満たしているか否かを審査する。ノルウェー商標法第70条参照。第11条及び第12条の規定が準用される。団体標章規約(第4条参照)は英語とする。ノルウェー商標法第14条から第16条までの条件の審査に関連して、ノルウェー商標法第20条が準用される。

ノルウェー商標法第 14 条から第 16 条までの条件を満たしていない場合は、ノルウェー工業所有権庁は、第 1 段落に明記するようにノルウェー工業所有権庁が通知を受けてから 18 月以内に、マドリッド議定書に基づく共通規則の規則 17 に基づいて仮拒絶を発行して国際事務局にこれを通知する。期限が遵守されない場合は、国際登録はノルウェーにおいて発効する。マドリッド議定書に基づく共通規則の規則 4 が 18 月の期限の計算に適用される。

第 48 条 評価更新の請求

第 47 条第 2 段落に明記される仮拒絶には、国際登録の所有者が仮拒絶の通知の送付後 3 月以内に、登録をノルウェーにおいて全部又は一部発効させるか否かの評価の更新を請求することができる旨を記載する。ノルウェー商標法第 23 条及び第 80 条並びに本規則第 53 条及び第 54 条が適用される。

第 49 条 国際登録がノルウェーで効力を与えられること

ノルウェー工業所有権庁がノルウェー商標法第 14 条から第 16 条までの条件が満たされたことを認めた場合は、ノルウェー工業所有権庁による処理に由来する修正を伴って、国際登録はノルウェーにおいてその効力を付与される。

第 50 条 異議申立

ノルウェー工業所有権庁が、第 47 条第 2 段落に明記する 18 月の期限内に、国際登録をノルウェーにおいて発効させることに対する異議申立を受領したときは、ノルウェー工業所有権庁は期限経過前にこれを国際事務局に通知する。通知は、マドリッド議定書に基づく共通規則の規則 17 に基づいて異議申立を基礎とする仮拒絶とする。

国際登録をノルウェーで発効させることに対する異議申立が 18 月の期限経過後に提出された場合は、ノルウェー工業所有権庁は、当該期限の経過前に、マドリッド議定書に基づく共通規則の規則 6(1)(a)及び(b)に従って、国際事務局に対し、18 月の期限経過後は異議申立を理由として登録はノルウェーで発効しない旨を決定することができることを通知する。異議申立が出された場合は、ノルウェー工業所有権庁は異議申立期限経過後 1 月以内に、国際事務局に異議申立について通知する。通知は、マドリッド議定書に基づく共通規則の規則 17 に基づいて異議申立を基礎とする仮拒絶とする。

18 月の期限経過後は、異議申立を基礎とする仮拒絶は、異議申立に記載された以外の理由に基づくことができない。

第 23 条及び第 25 条の規定が準用される。

第 51 条 国内商標登録への変更

ノルウェー商標法第 75 条に基づく変更請求は、第 1 章に基づく国内登録出願においてノルウェー工業所有権庁に提出する。第 1 章に明記する情報に加えて、出願は、変更請求が適用される国際登録及び第 2 段落に明記するように失効又は解除の時期を明記する。

ノルウェー商標法第 75 条第 1 段落に基づく変更請求の提出期限は、国際登録の失効が国際事務局に登録された後 3 月以内とする。ノルウェー商標法第 75 条第 2 段落に基づく変更請求期限は、マドリッド議定書の解除の発効後 2 年以内とする。

第8章 雑則

第52条 審判請求について

審判請求が取り下げられた場合で、ノルウェー工業所有権庁審判部が審判請求取下の通知を受領した後2月以内に両当事者にこれが通知された場合は、審判請求の処理を継続することができる。

第53条 爾後の書類に関する言語要件

商標登録に関する書類(異議申立, 移転, 行政審理又は審判請求に関する事案における書類を含む)は、ノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語とする。

第48条に基づく評価の更新に関する事案における書類を含め、国際事務局以外からの国際登録に係る書類についても、これが適用される。書類が別の言語による場合は、ノルウェー工業所有権庁はノルウェー工業所有権庁の定める期限内にノルウェー語への翻訳文を提出するよう請求する。第6条第2段落第2文及び第3段落の規定が準用される。

第54条 所有者との連絡用住所

第3条は、国内又は国際商標登録の所有者との連絡に準用される。

第55条 書類の書式、提出日、期限及び手数料

出願その他の書類は、ノルウェー工業所有権庁に対する手数料規則に従って、書面形式で又は電子的に提出することができる。

期限、手数料及び書類がいつ期限内に提出されたとみなすかに関する規定は、ノルウェー工業所有権庁に対する手数料規則に定める。

第56条 更新及び更新証

ノルウェー工業所有権庁は所有者に対し、ノルウェー商標法第33条第1段落に基づく更新請求期限を期限経過の2月前までに通知する。通知されなかったという事実は、期限経過後の更新請求の権利を付与するものではない。

更新請求がノルウェー商標法第33条第1段落の条件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は所有者に対し、状況を修正するための期限を与える。状況が期限までに修正されなかった場合は、請求は拒絶される。

登録が更新された場合は、ノルウェー工業所有権庁は更新証を発行し、これには次のものを含む。

1. 登録番号
2. 登録日及び更新期間満了日
3. 所有者の名称又は事業名称及び住所、並びに該当する場合はその代理人の名称又は事業名称

更新証は、所有者又はその代理人に送付される。複数の登録商標所有者が掲載されている場合は、更新証は各所有者に送付される。その他の点においては、第3条が準用される。

第 57 条 登録商標の変更

第 9 条は、ノルウェー商標法第 34 条に基づく登録商標の変更請求に準用される。変更請求が認められた場合は、新規の登録証が所有者に送付される。

第 58 条 登録商標に関する商品又はサービスの一覧の変更

所有者は、登録における商品又はサービスの一覧が商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定のその時点で有効な版に従っているようにする責任を負う。第 10 条参照。

所有者は、商標の登録対象である商品及びサービスの明細又は制限を請求することができる。商品又はサービスの一覧の明細又は制限の通知は、別個の様式でノルウェー工業所有権庁に提出し、活字体で記入する。当該通知は、登録番号及び新規の商品又はサービスの一覧を含み、又は登録がもはや対象としない商品及びサービスを明記し、所有者又はその代理人が署名する。

ノルウェー工業所有権庁は、所有者に意図される変更について意見書を提出する機会を与えた後に、職権により、新規の商品又はサービスの一覧を制定することができる(再分類)。新規の商品又はサービスの一覧は登録簿に登録され、新規の登録証が発行される。

第 59 条 標章等の保管

提出された標章、立体標章の模型、音見本等は、登録停止後 5 年が経過するまで、原型でノルウェー工業所有権庁に保管される。

提出された標章、模型、音見本等は、事案における書類であるとみなされる。何人もノルウェー工業所有権庁においてこれらを検討することができ、実務上可能な限り、適切な媒体において複写する又は写真を撮る権利を有する。事案における当該標章、模型、音見本等は、標章の登録可能性又は排他的権利の範囲にとって重要でなくなった場合に限り、返却可能とする。

模型がノルウェー工業所有権庁に提出され、所有者が第 1 段落に明記する期限内に返却を請求しなかった場合は、ノルウェー工業所有権庁はこれをどうするか決定する。

第 60 条 原産国と同様の登録権

パリ条約第 6 条に明記される条件で、出願人は、出願人が居住する、市民である又は商工業事業を営んでいる、工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約 No. 1 又は 1994 年 4 月 15 日の世界貿易機関設立協定(WTO 協定)の締約国である外国において登録されたのと同様にノルウェーにおいても商標が登録されるよう請求することができる。

この請求は、ノルウェー工業所有権庁に対して提出するときに願書に含まれるものとし、援用する商標が登録された商標当局、登録日、登録番号及び満了日を明記する。

ノルウェー工業所有権庁は、この通知が出願人に送付された後 3 月以内に、登録の書類を提出するよう出願人に請求することができる。

登録証の写し又は登録簿の認証抄本は、十分な証拠であるとみなされる。

請求が第 2 段落第 1 文の条件を満たさない場合は、ノルウェー工業所有権庁は状況を修正するための期限を設定する。第 1 文又は第 2 段落第 2 文に明記する期限が遵守されない場合は、原国におけるのと同様に登録を請求する権利は剥奪される。

第9章 最終規定

第61条 施行等

本規則は、2010年7月1日に施行される。同時に、ノルウェー商標法及びノルウェー団体標章法に付属する1996年3月29日の規則No. 309、並びに商標及び団体標章の登録等に関する更なる規定についての1996年3月29日の規則No. 315は、廃止される。

ノルウェー商標法第83条に由来する例外と共に、本規則は本規則の施行前になされた出願及び登録にも適用される。

第62条 他の規則の修正

本規則が施行されたときに、次の修正が他の規則になされるものとする。

1. 次の修正が種苗権に関する1993年8月6日の規則No. 832になされるものとする。
2. 次の修正がノルウェー意匠法に付属する2003年4月4日の規則No. 418になされるものとする。
3. 次の修正が認証極印の登録に関する2005年6月24日の規則No. 718になされるものとする。
4. 次の修正がノルウェー特許法に付属する2007年12月14日の規則No. 1417になされるものとする。
5. 次の修正がノルウェー工業所有権庁等への手数料に関する2009年3月25日の規則No. 376になされるものとする。